

境港市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）について（概要）

○制定の目的

議員報酬は、地方自治法第 203 条の規定に基づき、一定の役務の対価として与えられる給付であるとされており、「境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により、議員報酬、期末手当等の額並びに支給方法が定められています。

しかし、議員が、市議会の会議等を長期欠席した場合や議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留等の身体を拘束される処分を受けた場合の議員報酬及び期末手当の支給については、法令や条例等での規定はありませんでした。

境港市議会では、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保を図るため、市議会の会議等を長期欠席した場合や逮捕・拘留等の身体を拘束される処分を受けた場合に議員報酬及び期末手当を減額・不支給とする条例を先行市の類似条例と比較・検討を重ねたうえで、このたび制定するものです。

また、議員が地方自治法第 135 条第 1 項第 3 号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたときは、出席停止期間に係る議員報酬及び期末手当は支給しないこととしました。

○制度の概要

1. 市議会の会議等を長期欠席した場合

会議等の欠席期間が 90 日を超えた場合、その期間に応じて減額します。

減額割合の適用は、90 日を超えた日から 20/100 が適用され、180 日を超えると 30/100、365 日を超えると 50/100 が減額されることとなります。

2. 逮捕・拘留等の身体を拘束される処分を受けた場合

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留等の身体を拘束される処分を受けた期間については、議員報酬の支給を停止します。

基準日以前 6 月以内の期間において、議員報酬の支給停止され、かつ、基準日において、なお、それが継続している場合は、期末手当の支給を停止します。

支給停止とされた議員報酬及び期末手当は、無罪判決の場合は支給、有罪判決の場合は不支給となります。

3. 出席停止の懲罰を受けた場合

出席停止の懲罰を受けた場合、議員報酬及び期末手当は不支給となります。

不支給となる議員報酬及び期末手当の額は、出席停止期間の日数に応じて、日割りにより計算します。

境港市議会議員の議員報酬等の 特例に関する条例(案)・解説

境港市議会

(趣旨)

第 1 条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、境港市議会議員(以下「議員」という。)が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年境港市条例第 27 号。以下「議員報酬等条例」という。)の特例について、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

第1条は、本条例を制定する目的です。

市議会議員は、その職務に対して議員報酬が支給されていますが、一定期間、会議等を欠席した場合や逮捕・拘留等により身体を拘束される処分を受けたときは、その職責を果たせていないことから報酬額を減額・不支給とする本条例を新たに制定するものです。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議をいう。

ア 市議会定例会及び臨時会の本会議

イ 境港市議会委員会条例(昭和 31 年境港市条例第 59 号)に基づき設置された委員会の会議

ウ 境港市議会会議規則(昭和 52 年境港市議会規則第 1 号)第 72 条に規定する委員会による委員の派遣

エ 境港市議会会議規則第 127 条に規定する協議又は調整を行うための場

オ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90 日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(3) 公務上の災害 境港市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年境港市条例第 23 号)に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

【解説】

第2条は、本条例で用いる用語について定義しています。

「市議会の会議等」とは、定例会や臨時会のほか、法令や条例、規則に規定された会議等をいいます。

(長期欠席に係る届出)

- 第 3 条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。
- 2 議員は、前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を別に定める様式により議長に届け出なければならない。
- 3 議長は、前 2 項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

【解説】

第3条は、長期欠席に係る届出及び長期欠席から復帰する場合について規定しています。

議員は、長期欠席することとなった際には、その理由と期間を長期欠席届出書により議長へ届け出るものとしています。

なお、長期欠席する議員自らが届出書を提出することができないときは親族や委任を受けた者が代理人として届け出ることも認めています。

また、長期欠席していた議員が、会議等へ出席できることとなった際には、復帰届出書により議長へ届け出ることを定めています。

(議員報酬の減額)

- 第 4 条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第 1 項の規定による届出のあった日(その日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日)から同条第 2 項の規定による届出のあった日の前日までの期間(以下「長期欠席の期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
90 日を超え 180 日以下の期間	100 分の 20
180 日を超え 365 日以下の期間	100 分の 30
365 日を超える期間	100 分の 50

- 2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が 90 日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「減額開始月」という。)から長期欠席の期間の末日までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月(以下「減額月」という。)の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基

礎として日割りにより計算する。

【解説】

第4条は、長期欠席の議員の議員報酬の減額割合について規定しています。

減額割合の適用は、90 日を超えた日から 20/100 が適用され、180 日を超えると30/100、365 日を超えると 50/100 が減額されることとなります。

(期末手当の減額)

第 5 条 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)の前 6 月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、前条第 1 項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 基準日の前 6 月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当額は、減額割合が高い方を適用して計算する。

【解説】

第5条は、長期欠席の議員の期末手当の減額について規定しています。

基準日の前 6 月の間に長期欠席により議員報酬を減額支給された月がある場合、期末手当は第4条に規定する減額割合を乗じて得た額を支給します。

なお、議員報酬の減額割合の異なる月がある場合は、減額割合の高い区分を適用します。

(適用除外)

第 6 条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

(1) 公務上の災害

(2) 出産(出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間)

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合

(4) その他議長が前 3 号の事由に準ずると認める場合

【解説】

第6条は、長期に欠席することとなった場合であっても、議員報酬及び期末手当が減額されることのない要件について規定しています。

(議員報酬の支給停止)

- 第 7 条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、起訴、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から解かれた日までの期間(次項において「逮捕等の期間」という。)の議員報酬の支給を停止する。
- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、当該停止に係る逮捕等の期間の末日が月の初日でないときは、当該逮捕等の期間の末日が属する月の現日数を基礎として日割りにより停止すべき議員報酬の額を計算する。

【解説】

第7条は、逮捕、起訴、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときの議員報酬の支給停止について規定しています。

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕・拘留され、取り調べを受けることとなったときは、当該事実のあった日から処分が解かれるまでの期間については、日割り計算により減額することとします。

(期末手当の支給停止)

- 第 8 条 議員が、基準日以前 6 月以内の期間において、前条第 1 項の規定により議員報酬の支給を停止され(当該基準日以前 6 月より前の日において同項に規定する身体を拘束される処分を受け、当該基準日以前 6 月以内の期間において引き続き議員報酬の支給を停止されていた場合を含む。)、かつ、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が解除されている場合であって、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

【解説】

第8条は、逮捕、起訴、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときの期末手当の支給停止について規定しています。

第7条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けたときは、基準日(6月1日又は12月1日)における期末手当の支給は停止します。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

- 第 9 条 第 7 条第 1 項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の職を離れている者についても、同様とする。

- (1) 公訴の提起がされなかったとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

【解説】

第9条は、第7条及び第8条の規定により支給停止した議員報酬及び期末手当の支給について規定しています。

前2条に規定する処分により、支給停止されていた議員報酬及び期末手当について、当該停止に係る刑事事件について控訴を提起しない処分（一般的に不起訴処分と言われる。）又は無罪判決が確定したときは、当該日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給するものとします。

なお、議員の資格を喪失している場合においても同様としています。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給）

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。

【解説】

第10条は、停止されていた議員報酬及び期末手当を支給しないことについて規定しています。

第7条及び第8条の規定により支給停止した議員報酬及び期末手当については、当該停止に係る刑事事件について、有罪とする判決が確定したときは支給しないものとします。

（出席停止期間の議員報酬及び期末手当の不支給）

第11条 地方自治法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたときは、当該出席停止に係る議員報酬及び期末手当は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬及び期末手当の額は、各月における出席停止期間の日数に応じて、当該機関の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

【解説】

第11条は、出席停止の懲罰を受けたときには議員報酬及び期末手当を支給しないことについて規定しています。

支給しないこととする議員報酬及び期末手当の額は、出席停止期間の日数に応じて、日割りにより計算します。

(改選後における期末手当に係る効力)

第12条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者(第8条の規定が適用される者に限る。)に対して新たに支給される期末手当については、この条例の規定は、適用しない。

【解説】

第12条は、改選後における期末手当への条例の適用について規定しています。